

目次

- 行政機関
- 関連法規
- 食品基準対象食品
- 食品（輸入食品のシェルフライフ）規程

以下は平成26年現在の情報です。

行政機関

以下に示すスリランカの行政機関が、食品区分および関連する製造段階の食品行政に責任を負う。食品局長（保健長官）がスリランカの食品管理行政の頂点にあたる。

部門	対象製品	輸入品	国産品
農業省 (MOA) / 農業部	一次農産品	*保健省 (MoH) 食品管理局 (FCA)	MOAおよびFCA
畜産・動物衛生部 (DAP & H)	畜産品 乳製品	DAP & HおよびFCA	DAP & HおよびFCA
ココナッツ開発局 (CDA)	ココナッツ・ココナッツ製品	FCAおよびCDA	FCAおよびCDA
紅茶委員会 (TB)	紅茶製品	FCAおよびTB	FCAおよびTB
漁業省 (MDF) / 漁業部	魚類・魚類関連製品	FCA	MDFおよびFCA
スリランカ基準機関 (SLSI)	全食品に対する任意基準・強制基準策定	FCA、および限定的にSLSI	FCA
消費税部 (ED)	アルコール飲料	ED/税関	ED
地方自治体省 (MoLG)	一般的食品安全性および基準 (実施)		
スリランカ基準機関法 (1984年第六号) の下に設立されたスリランカ基準機関 (SLSI)	食品などの消費財および工業製品の一般的国家的基準制定	SLSI	SLSI
消費者問題局法 (2003年第九号) の下に設立された消費者問題局 (CAA)	消費者保護および効果的履行の推進: 国内取引規制	FCA	CAA

注:

- SLSIは、FCAおよびFACとともに、食品法に基づく国家基準制定において重要な役割を担う。SLSI基準の大部分は任意である。本基準の中には、輸入時点での強制的な基準項目検査として示されているものがある。SLSIは、いくつか選んだ国との間で、輸出品に対して輸出国の基準設定機関が保証した結果を受け入れることを相互に合意している。食品に関しては、当該機関による保証および国家レベルで実施される確認検査に基づき、SLSIはこれらの輸入品をFCAによるさらなる調査と検査にゆだねる。
- 消費者問題局 (CAA) は消費者保護局 (CPA) に替わって設立された。CAAの主な機能は、国内取引の規制、消費財の価格管理、および取引・商品・サービスに関連する申し立ての調査である。
- MoH - 保健省。食品管理局 (FCA) は保健省の管轄下にある。

関連法規

1 食品法（1980年第二十六号）

食品法（1980年第二十六号）は食品医薬品法（第216章）に代わって制定され、改正されて食品（改正）法（1991年第二十号）として施行されている。食品法の主な特徴を以下に示す。

- 第一部 – 以下に関連する食品についての(製造/販売)禁止
 - 添加物
 - ヒトの消費に供するものとしての適性
 - 清浄度
 - 不純物混和
 - 衛生条件
- 第二部 行政機関に関する規定
 - 食品諮問委員会（FAC）の設立
 - 食品局長（CFA）としての保健長官の任命
 - （環境・労働衛生）部長が食品管理局を担当するとの規定
 - 認可分析士の規定
 - 食品法に基づく食品行政担当者の規定：輸入食品税関長官、コロンボ都市圏および地方自治体（半都市部と農村部など）の健康医務部長（CMOH）
 - FACが効率的に機能するためのさまざまな分野からの職員構成
 - FACの義務と責任
 - 地方自治体の怠慢に関する法的措置
 - CFAの義務と責任
 - 役員の権限
 - 押収物品などに関する手順
- 第三部
 - 食品法における違法行為の性質
 - 有罪判決を受けた違反者への刑罰/処罰
 - 被告人の弁護
 - 訴訟機関
 - 証拠としての認可分析士報告
 - 法廷への検体提示
 - 推定
- 第四部
 - 善意で行われた行動への保護
 - 地方自治体の財源へと支払われる一定の罰金
 - 食中毒の通知
 - 食品に関する他の成文法の適用
 - 保健大臣による食品法に基づく規制の制定

2 保健大臣により食品法第32節に基づいて策定された規定

- 食品雑則（1985年）
- 食品（衛生）規定（1988年）
- 食品（基準）規定（1991年）
- 食品（非栄養性甘味料）規定
- 食品（基準）規定 – 乳
- 追加認可分析士規定

- 食品（塩のヨウ素添加）規定（1993年）
- 食品（基準）規定改正－とうもろこしでんぷん
- 追加微生物分析士規定
- 食品（表示・雑則）規定－伝統的名称
- 食品（乳中の保存料）基準規定
- 食品（塩へのヨウ素添加）規定－訂正
- 追加認可分析士通知
- 食品（甘味料）規定（1999年）
- 食品（遺伝子組換え食品）暫定規定（2003年）
- 食品（甘味料）規定（2004年）
- 食品（パン基準）規定
- 食品（表示・広告）規定（2005年）
- 食品（塩へのヨウ素添加）規定（2005年）
- 食品（酢）規定（2007年）
- 食品（X線照射）規定（2005年）
- 食品（着色料）規定（2006年）
- 食品（瓶詰または容器入りの水）規定（2005年）
- 食品（SL基準の採用）規定（2008年）
- 食品（追加認可分析士の任命－コロポ都市圏 [CMC] ）通知
- 食品（衛生）規定（2011年）

以下は平成26年現在の情報です。

食品基準対象食品

規定（1991年）により食品基準の対象となる物品を以下に挙げる。この複合的規定が、「油脂」、「穀物」、「豆類」、「香辛料・調味料」などコーデックス指針・基準に一致する単独区分へと、次第に分類されつつあることが指摘されよう。これらの規定の大部分は策定段階にあり、遅延している理由は、規定がシンハラ語・タミル語・英語で公表される必要があることと、規定が法案部において最終決定される必要があるとの事実である。

1.ベーキングパウダー	2.砂糖菓子
3.マーガリン	4.植物油脂、硬化植物油
5.製パン用ショートニング	6.食用やし（ココナッツ）油
7.ごま油	8.とうもろこし油
9.オリーブ油	10.落花生油
11.大豆油	12.パーム核油
13.パーム油	14.ラード
15.肉汁	16.米
17.米、精白米、未加工の玄米、パーボイルド米	18.とうもろこし
19.シコクビエ（ <i>Eleusine coracana Gaertn</i> ）	20.大麦
21.緑ひよこ豆	22.ささげ豆
23.ささげ豆（ダル）	24.ミシヨル・ダル（マシュール・ダル）/二つ割りの赤レンズ豆
25.テュール・ダル	26.黒ひよこ豆
27.大豆	28.米粉
29.小麦全粒粉	30.小麦粉
31.とうもろこし粉	32.シコクビエ粉

33.クズウコンでんぷん	34.キャッサバ サゴ
35.粉末カスタード	36.セモリナ粉
37.マカロニ/スパゲッティ/バーミセリ/めん類	38.キャラウエーホール
39.キャラウエー粉	40.カルダモンホール
41.とうがらしホール	42.シナモンホール
43.シナモン粉	44.クローブホール
45.クローブ粉	46.コリアンダー粉
47.クミンホール	48.クミン粉
49.ディルホール	50.ディル粉
49.フェネルホール	50.フェネル粉
51.フェネグリークホール	52.フェネグリーク粉
53.しょうがホール	54.しょうが粉
55.メースホール	56.メース粉
57.マスタードホール	58.マスタード粉
59.ナツメグホール	60.ナツメグ粉
61.黒コショウ粉	62.黒コショウホール
63.白コショウホール	64.白コショウ粉
65.ウコンホール	66.ウコン粉
67.カレー粉/調味粉	68.アサフェティダ

以下は平成26年現在の情報です。

食品（輸入食品のシェルフライフ）規程

食品（輸入食品のシェルフライフ）規程

食品諮問委員会との協議の上、食品法（1980年第26号）第32節に基づき保健大臣により策定された規定

MAITHRIPALA SIRISENA,

保健大臣

保健省

コロンボ

2011年1月31日

規定

- 本規定は、食品（輸入食品のシェルフライフ）規定（2011年）としての言及が可能であり、2011年8月1日から発効するものとする。
- スリランカへ輸入される全食品は、スリランカでの通関手続き時点においてシェルフライフの最低60%の期間を有していなければならない。
上記に定められたシェルフライフは、皮を除かれたり刻まれていない輸入生鮮果実および野菜ならびにじゃがいもに関しては施行されないものとする。

- 輸入食品のシェルフライフは、食品製造者の申告による、当該食品に添付の表示に記載された製造日および賞味期限/消費期限に基づいて決定されるものとする。
- 本規定の目的のため、「シェルフライフの終わり」の表現は、スリランカへ輸入されるすべての食品の製造者により用いられる「date of expiry」、「best before」、「use by」、「use before」、またはこの意味を伝達する他の類似語の使用により特定されなければならない。

本規制の目的のため、「シェルフライフ」とは、製造日以降の消費者が使用可能な期間を意味し、この期間中は当該製品がヒトの消費用として安全であり、栄養価、風味、舌触り、および外観に関して満足できる品質であることを意味する。